

改正

平成20年11月25日20千ま建指第200号
平成21年3月16日20千ま建指第329号
平成22年3月10日21千ま建指発第341号
平成24年3月30日23千ま建指発第278号
平成26年3月31日25千ま建指発第331号
平成27年3月31日26千ま建指発第334号
平成28年3月31日27千環建指発第238号
平成29年3月31日28千環建指発第218号
平成31年3月29日30千環建指発第228号
令和3年3月31日2千環建指発第177号
令和4年3月18日3千環建指発第212号
令和7年3月26日6千環建指発第294号
令和8年3月23日7千環建指発第338号

千代田区木造住宅の耐震化促進助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、世帯が居住する木造住宅の耐震化に係る費用を助成することにより、震災時の人的・物的被害を最小限にとどめることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 木造在来軸組工法により建築された木造住宅（店舗等との併用住宅を含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の予想される大地震に対する安全性の評価で、千代田区長（以下「区長」という。）が別に定める方法により実施するものをいう。
- (3) 耐震改修 耐震診断の結果に基づき、震災時の人命確保の観点から行う、建築物の耐震性の向上を目的とした改修工事をいう。
- (4) 耐震シェルター又は耐震ベッド（以下「耐震シェルター等」という。）の設置 地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの安全を確保するための装置を設置することをいう。

- (5) 除却 現に存する建築物を除却し、当該建築物の敷地を更地にするをいう。
- (6) 耐震改修等 耐震改修、耐震シェルター等の設置及び除去をいう。
- (7) 調査機関 請負契約等により耐震診断を実施する者で、一般社団法人東京都建築士事務所協会千代田支部の会員等であるものをいう。
- (8) 施工者 請負契約等により耐震改修等を施工する者をいう。

(助成)

第3条 区長は、建築物の所有者、賃借人若しくは使用借人又はこれらの者の委任を受けた者（以下これらの者を「所有者等」という。）が、耐震診断又は耐震改修等（以下「耐震診断等」という。）を実施する場合には、予算の範囲内で次の各号に掲げる費用の全部又は一部を助成することができる。

- (1) 耐震診断に要する費用
- (2) 耐震改修等に要する費用

2 前項の賃借人又は使用借人は、当該耐震診断等について、あらかじめ対象建築物の所有者の承諾を得ることとする。

(助成対象事業)

第4条 前条の助成（以下「助成」という。）の対象となる建築物の耐震診断等は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 木造住宅であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）、もしくは旧耐震基準以降平成12年5月31日以前の耐震基準（以下「木造2000年基準を満たさない建築物」という。）により設計・建築された建築物。
- (3) 世帯が居住するものであること。ただし、これと同様なものとして区長が認める場合はその限りでない。
- (4) 本要綱に基づく同種の費用に係る助成金の交付を受けていないこと。
- (5) 耐震改修等にあつては、耐震診断の結果、 I_w （構造耐震指標）値が1.0未満相当であること。ただし、区長が、簡易な診断方法等により必要な耐震性が確保されていないと認める建築物における耐震シェルター等の設置又は除却については、耐震診断の実施を省略することができる。

(助成額)

第5条 助成金の額は、第3条第1項各号に掲げる費用で、別表に定める額を限度とする。ただし、

既に本要綱による助成を受けた部分に係る費用は除く。

- 2 前項により算定した助成金の額に千円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てる。
- 3 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(耐震診断助成申請)

第6条 耐震診断助成を受けようとする所有者等は、耐震診断の契約を締結する前に、関係書類を添えて、木造住宅の耐震化助成申請書(耐震診断)(第1号様式)により、区長に申請するものとする。

(耐震診断助成決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請の内容を審査し、助成の対象となることを確認したときは、木造住宅の耐震化助成決定通知書(耐震診断)(第2号様式)により、助成の対象とならないことを確認したときは、木造住宅の耐震化助成対象外決定通知書(耐震診断)(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(耐震診断助成に係る委任)

第8条 前条の規定に基づき耐震診断助成決定を受けた者(以下「診断助成決定者」という。)は、次の各号の行為権限を、原則として、調査機関に委任するものとする。

- (1) この要綱に定める完了実績の報告及び額確定通知の受領
- (2) 助成金の請求及び受領

2 前項の規定により委任を受けた調査機関は、委任状を診断助成決定者から徴しなければならない。

3 前2項によらず、診断助成決定者は自ら又は調査機関以外の者を代理人として報告等を行うことができる。

(耐震改修等助成に係る委任)

第9条 耐震改修等助成を受けようとする所有者等は、次の各号の行為権限を、原則として、施工者に委任するものとする。

- (1) この要綱に定める助成申請、取りやめの届出、完了実績の報告及び通知の受領
- (2) 助成金の請求及び受領

2 前項の規定により委任を受けた施工者は、委任状を当該所有者等から徴しなければならない。

3 前2項によらず、所有者等は自ら又は施工者以外の者を代理人として申請等を行うことができる。

(耐震改修等助成申請)

第10条 耐震改修等助成を受けようとする所有者等は、代理人を通じて（委任しない場合は自ら）、耐震改修等の契約を締結する前に、関係書類を添えて、木造住宅の耐震化助成申請書（耐震改修等）（第4号様式）により、区長に申請するものとする。

（耐震改修等助成決定）

第11条 区長は、前条の規定による申請の内容を審査し、助成の対象となることを確認したときは、木造住宅の耐震化助成決定通知書（耐震改修等）（第5号様式）により、助成の対象とならないことを確認したときは、木造住宅の耐震化助成対象外決定通知書（耐震改修等）（第6号様式）により、当該申請者の代理人に（委任しない場合は申請者本人に）通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第12条 診断助成決定者及び前条の規定に基づき耐震改修等助成決定を受けた者（以下「改修等助成決定者」という。）は、その決定された権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、区長の承諾を得た場合はその限りでない。

（耐震診断等の取りやめ）

第13条 診断助成決定者及び改修等助成決定者（以下「助成決定者」という。）は、事情により当該耐震診断等を取りやめるときは、代理人を通じて（委任しない場合は自ら）、木造住宅の耐震化助成事業廃止届（第7号様式）により、区長に届け出なければならない。

（完了実績報告）

第14条 助成決定者は、耐震診断等が完了したときは、代理人を通じて（委任しない場合は自ら）、関係書類を添えて、木造住宅の耐震化助成完了実績報告書（第8号様式）により、区長に報告しなければならない。

（交付する助成金の額の確定）

第15条 区長は、前条の報告を受けたときはその内容を審査し、事業が適正に履行されたことを確認したときは、交付すべき助成金の額を確定し、木造住宅の耐震化助成交付金額確定通知書（第9号様式）により、代理人に（委任しない場合は助成決定者本人に）通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第16条 前条により通知を受けた助成決定者は、代理人を通じて（委任しない場合は自ら）、木造住宅の耐震化助成金交付請求書（第10号様式）により、区長に助成金の交付を請求するものとする。

（助成金の交付）

第17条 区長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、代理人に

(委任しない場合は助成決定者本人に) 助成金を交付するものとする。

(助成決定の取消し)

第18条 区長は、助成決定者及び代理人（以下「助成決定者等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により助成決定を受けたとき。
- (2) この要綱及び法令に基づく区長の命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定に基づき助成決定を取り消したときは、木造住宅の耐震化助成決定取消通知書（第11号様式）により、当該助成決定者等に通知するものとする。

(助成金の返還)

第19条 区長は、前条の規定により助成決定を取り消した場合において、その取消しに係る助成金を既に交付しているときは、期限を定めて、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(調査・報告等)

第20条 区長は、助成金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、所有者等又は代理人に対し報告を求め、又は申請対象の木造住宅等を調査することができる。

(秘密の保持)

第21条 代理人及びその他この要綱の規定に基づく業務に従事する者は、当該業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(財産処分の制限)

第22条 助成決定者が本要綱による助成を受けて効用を増加した財産を、助成事業完了後10年以内に、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊そうとするときは、あらかじめ区長の承認を得なければならない。

(補則)

第23条 助成金の交付の手続については、千代田区補助金等交付規則（昭和48年千代田区規則第15号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(委任)

第24条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月5日から施行する。

附 則（平成20年11月25日20千ま建指第200号）

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年 3 月16日20千ま建指第329号）

この要綱は、平成21年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成22年 3 月10日21千ま建指発第341号）

この要綱は、平成22年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成24年 3 月30日23千ま建指発第278号）

改正

平成28年 3 月31日27千環建指発第238号

- 1 この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条第 1 項各号の規定にかかわらず、平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日までの間は、旧耐震基準により建築された全ての木造住宅を助成の対象とする。

附 則（平成26年 3 月31日25千ま建指発第331号）

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日26千ま建指発第334号）

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日27千環建指発第238号）

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日28千環建指発第218号）

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日30千環建指発第228号）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月31日 2 千環建指発第177号）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日までの間、第 4 条第 1 項第 3 号イからニに掲げる世帯要件は適用しない。

附 則（令和 4 年 3 月18日 3 千環建指発第212号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月26日 6 千環建指発第294号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月23日 7 千環建指発第338号）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

費用の区分		助成率と助成限度額
耐震診断に要する費用		助成率：10／10 助成限度額：20万円
耐震 改修 等	耐震改修に要する費用	助成率：10／10 助成限度額：150万円
	耐震シェルター等の設置に要する費用	助成率：10／10 助成限度額：40万円
	除却に要する費用	助成率：2／3 助成限度額：100万円

※ 複数の見積書が添付された場合における助成対象費用の額は、最も低い見積りの金額を使用するものとする。

※ 助成金の額は、千円未満を切り捨てるものとする。

別記 様式の添付書類

	名称	添付図書
第1号	木造住宅の耐震化助成申請書(耐震診断)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しその他の居住形態を証する書類 ・建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類 ・建物所有者の承諾書（申請者が建物所有者ではない場合） ・建築年月日を証する書類（旧耐震基準の場合。木造2000年基準を満たさない建築物の場合は確認通知書（写）） ・共有者全員の同意書（建物の所有者が複数の場合） ・案内図 ・理由書（調査機関に委任しない場合） ・見積書（調査機関に委任しない場合）

		<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断実施者が木造住宅の耐震診断資格者であることの証明書の写し（調査機関に委任しない場合） ・その他、区長が必要と認める書類
第4号	木造住宅の耐震化助成申請書（耐震改修等）	<ul style="list-style-type: none"> （共通事項） ・委任状（委任しない場合は除く） ・住民票の写しその他の居住形態を証する書類※ ・建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類※ ・建物所有者の承諾書（申請者が建物所有者ではない場合） ・建築年月日を証する書類（旧耐震基準の場合。木造2000年基準を満たさない建築物の場合は確認通知書（写）） ・共有者全員の同意書（建物の所有者が複数の場合） ・案内図 ・見積書（3者以上（耐震シェルター等の設置の場合は1者以上）） ・耐震診断結果の概要（耐震診断を実施した場合）※ ・その他、区長が必要と認める書類 <p>（注）※印の書類については耐震診断助成を受けてから1年以内に耐震改修等を申請するものは省略できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> （耐震改修の場合） ・土地の所有権を証する書類 ・土地所有者の承諾書（借地の場合）

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に関する設計図書 ・ 耐震性の向上が分かる書類 (耐震シェルター等の設置の場合) ・ 設置する装置の説明資料 ・ 装置の設置箇所を示した図面 (除却の場合) ・ 土地の所有権を証する書類 ・ 土地所有者の承諾書 (借地の場合)
第 8 号	木造住宅の耐震化助成完了実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> (共通事項) ・ 契約書 (写) ・ 契約内訳書 (写) ・ 領収書等 (写) (自己負担のある場合) ・ その他、区長が必要と認める書類 (耐震診断の場合) ・ 委任状 (委任しない場合は除く) ・ 耐震診断完了確認書 (調査機関以外に委任する場合) ・ 耐震診断結果報告書 (写) (耐震改修等の場合) ・ 耐震改修等完了確認書 (委任しない場合は除く) ・ 写真 (着手前、中間時、完了時)

様式 (略)